

家族の普遍性について

木 下 謙 治

(一)

「家族は、宗教を除けば、すべての社会において公式に発達している社会制度として唯一のものである……」¹といわれる。実証のおよぶかぎり、政治や経済や法律の制度が公式的に欠如する場合はあっても、公的制度としての家族を欠如する場合はない。

しかし、なぜ家族が人間社会とともに普遍的な制度であるのかの問題について、十分に説得的な原理的説明が確定されているとはいいいにくい。その際、そこには二つの大きな問題が横たわっているように思われる。

第一の問題は、家族そのものの概念にかかわる。たとえば、ある歴史的な時代だけに限定されて出現したような家族構造や家族機能を捉えて家族概念を構成するようなことをすれば、そもそも、家族の普遍性を云々することは不可能になる。第二の問題は、もしも家族が普遍的な制度だとすれば、どのような具体的な内容において普遍的といえるのかという点にかかわる。もちろん、この二つの問題は相互に密接に関連している。

小論では、以下で、まず上述の二つの基本的な問題について、相互連関的に若干の論及をおこない、ついで、それらの問題との関連でインセスト・タブーの問題をとりあげる。むすびでは、家族の普遍性に関する暫定的な私見をのべてみたい。

もちろん、この分野でユニークな知見を提示するということはきわめて

困難である。この意味からすれば、小論は、むしろ研究ノートというにふさわしい。

(二)

家族という集団は、われわれのすべてに、あまりにも日常的かつ経験的であって、客観的な研究対象になりにくいといわれる。社会学の学祖ともいわれる A. Comte は、社会構成の重要なモメントとして家族を重視したことでよく知られているが、彼は当時のヨーロッパの家父長制的な単婚家族を、人間社会に普遍的な家族形式とみていた。²このような予先観念が打ち破られ、家族が客観性をおびた研究対象としてとりあげられるようになったのは19世紀後半からである。J. J. Bachofen の原始母権説、L. H. Morgan や F. Engels の進化論に立脚する原始集団婚説などは、予先の伝統的な家族観念に対する強い衝撃となった。³これら進化論的な集団婚説に触発され、それらに批判的な見地を提示してきたものが、E. Westermarck、B. Malinowski らの単婚説である。⁴この見地によると、人類はもっとも原始的な段階で、すでに一夫一婦制的な家族を基本としていた。19世紀末から今世紀20年代までをいろうとした家族論争は、進化論の強い影響のもとに、起源論にまでさかのぼる形でおこなわれた集団婚説と単婚説との相剋であった。まとまった形でのこの論争の最後のものは、おそらく、1931年に大英放送協会(BBC)の放送でおこなわれた B. Malinowski と R. Briffault とのそれであろう。⁵

いま、ここではこの周知の論争について検討を加えることはしない。実際の経過からみると、マリノフスキーとブリィッフォールの論争以降、少なくとも、欧米の社会人類学、文化人類学、社会学等の学問分野では、集団婚か単婚かの論争を、主要な研究上の焦点からはずしてしまった。⁶そして、1949年の G. P. Murdock の著名な著作に典型的にみられるように、むしろ、単婚小家族(マードックの用語でいえば核家族 nuclear family)

が、人間社会に固有の家族形式であるとする見方が優勢となってきた。⁷このような推移の背景には、いくつもの要因があげられるであろうが、とくに重要なものとしては、(1)フィールド・ワークによる観察、実証を強調する機能主義人類学の成立とそれが与えた広範な影響、(2)前項と関連するが、社会学、人類学等の学問領域の近代科学(science)への成熟過程の内包する問題の二つがあげられよう。近代科学は、およそ、自然科学を原型としているが、観察や検証に照らす限りにおいて、どのような未開社会でも、乱婚や集団婚を確証しうるものはない。今日的な研究の水準でいえば、集団婚説が依拠してきた進化論はメタ・セオリーであり、今日の社会学や人類学が志向しているサイエンティフィック・セオリーとは理論のレベルを異にしている。⁸もしも、このように理解するとすれば、集団婚説と単婚説とは、同一のレベルで論争しても、お互いに否定も肯定もできないこととなる。

かりに、乱婚説や集団婚説が完全に肯定されるものだとすれば、家族が人間社会に普遍的な制度だとはいえなくなる。しかし、そのような事実は確証されていない。家族集団は、構造的な外形からすれば、形成の核となる婚姻をめぐる、それに関与する人びと(親族)のどの範囲までを画すかという問題と関連している。そして、この画し方は、インセストの禁忌の問題と深いかわりをもっている。⁹しかも、インセストの禁忌も、経験的なデータに徴するかぎり、人間社会に普遍的に存在する。明らかに、今日の、家族を普遍的な制度とする見解は、観察と実証にもとづく検証性を重視する科学への成熟の過程で、集団婚か単婚かという伝統的な議論が避けられるようになった事態の上に形成されている。

この典型は、やはり、すでに紹介したマードックであろう。¹⁰彼は250の人間社会に関するデータを分析し、いわゆる核家族が人間社会に普遍的に認められる家族集団だと指摘した。マードックの核家族は、形態的には、一組の夫婦および未婚の子女からなるというように、家族の要素形態とでも

いべきものの最小の単位で捉えられている。家族の形態に関して、マードックは核家族のほかに、複婚家族 (polygamous family) と拡大家族 (extended family) とをあげているが、これらは、相互に機能的に何ほどの独立性を保持しあっている核家族の複合形態だとされる。したがって、核家族が普遍的だといわれる場合、ここでは、分析的な要素の単位としてではなく、共住単位として、かつ機能にそくして、実体的に捉えられているとみなければならない。その場合の機能とは、性、生殖、経済、教育の四つをさしている。それら四つの機能は、どれ一つをとってみても、家族集団にのみ限定されたものはない。マードックによれば、核家族に固有な機能は、それら四つの機能を未分化の形で一体的に遂行するところにある。四つの機能を未分化のままに一体的に遂行する集団は、家族のほかには存在しないとされるのである。しかも、家族集団 (核家族) は、人間集団のなかでは最小のものに属しながら、相互に増巾効果をおよぼしあうような緊密かつ特殊な人間関係のネットワークを形成している。そうした構造のなかで、四つの機能が一体的に果されているとみられるのである。

家族の普遍性に関するマードックのこの家族概念は、その広範な比較文化的なデータとともに、以後の家族研究に非常に大きな影響をあたえてきた。しかし、データが未開社会に偏りすぎていることをはじめとして、その後多くの批判がよせられている。なかでも、M. E. Spiro, M. J. Levy, E. K. Gough の批判が著名である。¹¹イスラエルのキブツを研究したスピロによれば、キブツのなかでの夫婦は、子どもの養育に基本的な点で関与しておらず、基本的な経済的な単位でもない。レヴィによると、中国の拡大家族 (joint family) のなかでは、核家族としての単位は、それ自体で独自の教育的、経済的機能を保持しているわけではない。機能的に実体的な単位は拡大家族そのものである。さらに、グーによれば、インドのナヤール族の戦士カーストでは、母系社会ということもあって、夫婦は安定的な共住単位をなしておらず、したがって、夫婦単位での経済的、教育的機能を欠いで

いる。ここでの共住単位は兄弟姉妹と姉妹の子ども達である。わが国の「家」についても、核家族的な単位が実体的なものだったとは考えにくい。

このような批判が当を得たものだとすれば、マードックのいう核家族は、形態的にも、また機能的にも、人間社会に普遍的な家族形式ではないことになる。もちろん、これらの批判に対する反批判も可能である。たとえば、イスラエルのキブツについては、イスラエル社会がおかれた特殊な緊張状態のなかで生じた特殊な現象とみることもできよう。たしかに、イスラエル社会の相対的安定化のなかで、家族復活の傾向を読みとることも可能である。また、インドや中国の拡大家族（より厳密には合同家族〈joint family〉）も、家父長の死亡の時点で、分産して核家族に分裂するのが一般的なパターンだったといわれている。このような反批判の論拠として、おそらく、もっとも強力なものとなりうるものは、喜多野清一の純粋家族理論であろう。¹²この純粋家族理論の立場からすれば、家族の本質は人格的な感情融合に支えられた結合にあり、その本質をもっともよく実現しうるのは核家族においてである。したがって、家族の本質は、形態的には核家族といわれる家族的単位にあるとされ、それこそが固有の意味で家族といわれるべきものということになる。ただし、社会がおかれた経済的、社会的、文化的諸条件のあり方によっては、家族はその本質形態を裸のままであらわすことができない。しかし、諸条件が許容しさえすれば、より完全な家族結合実現のために、本質形態（核家族）にまで縮小しようとする傾向をもっている。日本の「家」は、歴史的な諸条件によって制約されてあらわれた家族の歴史的な特殊形態とされるのである。

もちろん、マードックの核家族論と、喜多野の家族の本質形態としての核家族とは、理論的なレベルを異にしている。したがって、喜多野の純粋家族理論が、ただちに、マードックの核家族論を支えるものではないことはいうまでもない。にもかかわらず、ここでは、喜多野の純粋家族理論をも念頭におきながら、家族という集団が比較的小単位の集団からなるとす

る小家族論の方が適切なものと考えておく。ただし、その家族形態を、マードックのように、核家族と断定してしまうことには若干のちゅうちょを感じる。そこで、形態については若干の偏差を考量して、森岡清美の定義をとっておきたい。森岡によれば、家族とは「夫婦関係を基礎として、親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とする。感情融合に支えられた、第1次的な福祉追求の集団である」¹³。(傍点引用者)

家族の機能に注目すると、森岡はマードックのように機能項目を列挙するのではなく、「第1次的福祉追求」と包括的にのべている。森岡によれば、家族が果たす機能は、「あれこれと限定的にあげうる特殊な (specific) ものではなく、もっと包括的な多面的な (diffuse) ものである。もし一言でいうとすれば、ヨリ高い福祉の追求が家族の中心機能である。子女の社会化・成員に対する物心両面の安定・性欲求の充足なども、福祉の実現に方向づけられている。福祉の実現に方向づけられていない単なる扶養とか、身体的諸欲求の充足ということだけなら、家族でなくとも果たしうるであろう。家族においては、これらの活動がヨリ高い福祉の実現に方向づけられているために、おのづから感情融合が支配し、よし他の家族ほど物的に恵まれていなくとも、なお人は十分な満足感を味わうのである」¹⁴、と説明されている。

このような限定的ではない機能論は、すでに、T.Parsons の家族論に認められたものであるが、このような機能論は、家族に固有の機能を指摘するという点では、いささか説得性にとぼしいうらみがある¹⁵。この点については、私見によれば、B.Malinowski, M.Zelditch, W.J.goode などにしたがって、家族に普遍的な機能といわれる嫡出性 (legitimacy) の付与の問題を注目すべきである¹⁶。包括的多面的に表現された「第1次的福祉追求」の前提的条件として、家族結合の中核をなす夫婦関係にそくして、嫡出性の問題があるとみるわけである。家族は、嫡出性を付与する制度として普遍的であるといわれる。嫡出の原理をとおして、人間家族は父親の家族集団への

参加を保障し、生物学的次元から文化的次元に引きあげられるとみること
もできる。¹⁷

(三)

人間の婚姻形式のなかで、普遍的に、おそらくもっとも忌み嫌われ非難
されるもの、したがって、もっとも非正当的 (irregitimate) なものは、親子
兄弟姉妹など近親者の婚姻であろう。¹⁸じっさい、あらゆる人間社会にはイン
セスタブーが認められ、近親者の性関係が正当な婚姻と認められるこ
とはほとんどない。その範囲は時代や社会によって相違はあるが、近親者
間の性関係それ自体が許容されないのである。インセスタブーと嫡出の
原理とは、もちろん、全体的に重なりあうものではない。しかし、少なく
とも、中核的な部分は重なりあっているとみなければならない。この意味
で、インセスタブーについての考察は、家族の本質に迫る問題の一部分
を含んでいるとみてよいであろう。

じっさい、インセスタブーに関係する主要な理論のいくつかのものは、
いわゆる要素的な家族、あるいは生物学的な家族の内部構成をめぐる展
開されている。¹⁹たとえば、S.Freud は、インセスタブーの由来を、母親
に対してインセストの願望をもつ息子に対抗する父親の立場という家族内
構成の問題から説明している。K.Davis は、親と子どもとの間的性的な関係
が許容されるとすれば、家族成員間に性をめぐる競合関係が生じ、家
族成員間の役割に混乱を生み出すこととなり、家族集団を維持することが
できなくなるとしている。また、ブリーフォールトは、未開社会の母系制
家族について、jealous mother (息子に対する) の理論を展開している。
フロイトの jealous father の逆の立論である。これらは、親子間を中心とし
た家族成員間の性的関係をめぐる jealousy 理論ともいべきものである
が、いずれも、要素的家族内の内部構成を可能にするものとしてインセ
スタブーを捉えている。ウェスターマークは、人間社会に認められるイン

セスタブーを、家族成員間の親近性 (familiarity) によってよびさまされる本能的な回避から説明するが、この理論も、家族の内部構成の問題から説明する方式をとっているとみてよいであろう。

しかし、他方では、インセスタブーの成立を、要素的家族内の問題というよりも、それをつつみこんだもつとマクロな社会組織の発展の「自然淘汰」の過程のなかに認める見地にたつものがある。モーガンやエンゲルスなどがその代表といえよう。²⁰ E. Durkheim の理論のなかにも、「自然淘汰」の理論が明らかに含まれている。²¹ 最近では、W. N. Stephens も「自然淘汰」の理論に親近性を示している。²² スティーブンスによれば、インセスタブーのない仮説的社会を想定すれば、群全体があまりにも自足的であり、群の文化が存続するチャンスはきわめて限られたものになる。いっぽう、インセスタブーをもっている群 (狩猟部族) は、タブーゆえに配偶者を互いに交換しなければならず、このことがいや応なしに人口の混合を促進し、社会的な連鎖を広げ、文化の伝播を可能にし、個々の群は消滅つすることがあっても文化を持続せしめることになる。デュルケムは、インセスタブーの起源については、トーテミズムと関連した氏族制度のなかで、親族 (同一氏族) の血を流す (たとえば、性的交渉、出産など) ことが恐れられるために、族外婚 (exogamy) 規制として成立するとみているが、族外婚規制が社会組織の進化である点を示唆しているとみられる。

家族の内部構成からインセスタブーを説明する理論は、その視点が狭いとみられるかもわからない。しかし、家族内のインセスタブーは、家族をこえた親族諸集団のあり方にも影響するというように、家族集団をこえた社会的連鎖のなかにはいりこんでゆく。この意味では、上にのべた二つの理論的傾向は、マクロな構成の上では、必ずしも矛盾するものではなく、接合が可能となろう。

(四)

以上の考察から、家族の普遍性について、ここでは、暫定的に、(1)インセスタブー（われわれの社会では、主要なインセスタブーが、タブーであるにとどまらず、公的な法的規制の対象となっている）の実現を保障しつつ性的欲求を充足させる。(2)性的機能の結果としての社会の新しい構成員を中心に、嫡出性を付与する、などの二つの制度的な側面をあげておきたい。この場合の家族の形態については、厳密には特定しえないが、生物学的家族、要素的家族、核家族などといわれる小単位の家族を根幹とするものとする。家族本質論でいう「人格的な感情融合」は、(1)と(2)の上に成立するものであり、それらの上になって、「第1次的な福祉追求」という包括的な機能の遂行が可能になるものとする。

家族外の社会組織が多様に発達し、生活機会が増大してきた現代社会においては、たしかに、M.Mead がいうように、インセスタブーは、規制の範囲と程度とを著しく弱めてきてはいる。²³しかし、これは産業化のもとでの、いわゆる核家族化現象と関連している推移であり、核家族的な家族形態が普遍的な家族形式に近いものとみるとすれば、インセスタブーも、変容はあっても、普遍性を想定すべきものであろう。

1. ウィリアムJ.グード、松原・山村訳『現代社会学入門 3 家族』至誠堂1967 7 ページ
2. 有地享『家族制度研究序説』法律文化社1966 3 ページ
J.J.Bachofen“Mutterrecht”1861,L.H.Morgan“Ancient Society”1877,F.E.ngels
“Der Ursprung der Familie,des Privateigentums und des Staates”1884
4. E.Westermarck“The History of Human Marriage”1891,マリノフスキーについては、B. マリノフスキー、青山・有地訳『未開家族の論理と心理』法律文化社1960がよい。
5. B. マリノフスキー、R. ブリッフォールト、江守訳『婚姻—過去と現在—』社会思想社1972
6. このような事情については、江守五夫『結婚の起源と歴史』教養文庫1965を

- みよ。とくに「あとがき」280ページ
7. G.P.Murdock "Social structure" 1949
 8. 理論の性質に関しては、P.S.Cohen "Modern Social Theory" 1968 pp 2 ~ 6
 9. R.Fortune "Incest" Edwin R.A.Seligman(ed), "Encyclopaedia of the Social science" 1932 P.620 M.Mead "Incest" in David L.Sills (ed), "Interntational Encyclopedia of the Social Sciences" 1968.P115
 10. 以下 Murdock については、G.P.Murdock, op cit chap1.
 11. M.E.Spiro "Is the family universal" Amer.Anthro, 1954, M.J.Levy "Some questions about Parsons' treatment of the incest problem" Brit.J.sociol, 1955 K.E.Gough "The Nayars and the defintion of marriage" J.Roy. Amthro. Inst, 1959. なおここでのスピロ、レヴィ、グーについての説明は、Morris Zelditch, Jr. "Family, Marriage, and Kimship" in Robert E, L.Faris (ed) "Handbook of Modern Sociology" 1964 p681 によった。
 12. 喜多野清一「日本の家と家族」、大阪大学文学部紀要第11巻1965年3月所収。その他に、喜多野氏の昭和43年度の鹿児島大学法文学部における講義ノートを参照。なお「純粹家族理論」という用語は執行嵐の命名によるものと思われるが、それを用いた。(執行「家族」社会分析研究会編『現代社会学講義』誠信書房1967 132—133ページ)
 13. ~~大橋・増田編著『家族社会学』川島書店 1966.1.1~~ 大橋・増田編著『家族社会学』川島書店 2 ~ 3 ページ
 14. T・パーソンズ、R・F・ベールズ 橋瓜他訳『核家族と子どもの社会化上』黎明書房1970. 35~43ページ、そこでは家族固有の機能が子どもの社会化(パーソナリティ形式)と、男女成人のパーソナリティの均衡調整(安定化)と捉えられている。原著は1956年刊行、
 15. Morris Zelditch, Jr. op cit pp681 ~ 682
 16. 森岡清美編著『新・家族関係学』中教出版 1974 17ページ
 17. たとえばかって、エジプトの王族やハワイの王族にインセストが認められていた。しかし、ハワイの場合は、インセストは王なる地位につくための手段であったとみられている。R.Fortune op cit p.622
 18. 以下 S.Freud, R.Briffault, E.Westermarck については R.Fortune, op cit p.621, K.Dawis については、K.Davis "Humam Society" 1967 chap.XV とくに p. 403
 19. F・エンゲルス「家族、私有財産と国家の起源」、岡崎他訳『マルクス・エンゲルス選集9』新潮社1969 29ページ
 20. E・デュルケム、小関訳『デュルケム家族論集』川島書店 1972の「二、近親婚の禁止とその起源」。以下デュルケムについては本書を参照。
 21. W・N・スティーブンス、山根・野々山訳『家族と結婚』誠信書房 1971 p p

224~225 なお原著は1963年に出た。

23. M.Mead,op cit p.120